



令和3年 第3回
本別町議会臨時会会議録

自 令和3年 7月28日
至 令和3年 7月28日

本別町議会

令和3年本別町議会第3回臨時会会議録

令和3年7月28日（水曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 行政報告 |
| 日程第 5 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求める件〔令和3年度本別町一般会計補正予算（第5回）〕 |
| 日程第 6 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求める件〔令和3年度本別町一般会計補正予算（第6回）〕 |
| 日程第 7 | 議案第46号 | 令和3年度本別町一般会計補正予算（第8回）について |
| 日程第 8 | 議案第47号 | 令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について |
| 日程第 9 | 議案第48号 | 本別町手数料徴収条例の一部改正について |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 行政報告 |
| 日程第 5 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求める件〔令和3年度本別町一般会計補正予算（第5回）〕 |
| 日程第 6 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求める件〔令和3年度本別町一般会計補正予算（第6回）〕 |
| 日程第 7 | 議案第46号 | 令和3年度本別町一般会計補正予算（第8回）について |
| 日程第 8 | 議案第47号 | 令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について |
| 日程第 9 | 議案第48号 | 本別町手数料徴収条例の一部改正について |

○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司

5番 篠原義彦
7番 山西二三夫
9番 方川一郎

6番 大住啓一
8番 黒山久男
10番 阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫	副町長	大和田 収
会計管理者	藤野和幸	総務課長	村本 信幸
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	中川 雅之
住民課長	長屋和幸	子ども未来課長	大橋 堅次
建設水道課長	坪 忠男	企画振興課長	高橋 哲也
国保病院事務長	松本秀規	企画振興課主幹	小川 芳幸
総務課主査	石川雅康	教育長職務代理者	布施 耕一
教育次長	阿部秀幸	社会教育課長	高橋 優

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	三品正哉	総務担当主査	越後 忠
------	------	--------	------

開会宣告（午前10時01分）

◎開会宣告

○議長（高橋利勝） ただいまから、令和3年第3回本別町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、方川一郎議員、大住啓一議員及び梅村智秀議員を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（高橋利勝） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（高橋利勝） 日程第3 諸般の報告を行ないます。

報告第15号令和2年度本別町公共下水道特別会計繰越明渠費繰越計算書報告について報告を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 報告第15号令和2年度本別町公共下水道特別会計繰越明渠費繰越計算書報告。

令和2年度本別町公共下水道特別会計繰越明渠費について、繰越計算書のとおり繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第142条第2項の規定により報告いたします。

次ページをお開き下さい。

令和2年度本別町公共下水道特別会計繰越明渠費繰越計算書。

2款土木費、1項下水道費、下水道管理センター空調設備設置事業については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定が令和3年3月29日と年度末であったことから、年度内の事業完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものであります。

合計金額は201万3,000円、翌年度繰越額も201万3,000円で、財源内訳

としましては、全額一般会計からの繰入金となります。

以上、令和2年度本別町公共下水道特別会計繰越明渠費繰越計算書報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

次に、報告第16号専決処分報告。令和3年度本別町一般会計補正予算（第7回）について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 報告第16号専決処分報告。

令和3年度本別町一般会計補正予算（第7回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1,725万6,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開き下さい。

上段の1、歳入であります。17款1項1目寄付金、4節教育費、寄付金20万円の増額補正は、仙美里小学校のトイレに温水洗浄便座を整備するため、本別町にお住まいの匿名の方からの指定寄付金でございます。

下段の2、歳出であります。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費、修繕料学校施設20万円の増額補正は、寄付者の意向により仙美里小学校の児童用トイレに温水洗浄便座2台を取り付けるものであります。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

次に、報告第17号専決処分報告。令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）について報告を求めます。

松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 報告第17号専決処分報告。

令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では、第1款資本的収入、第7項寄付金を7万円増額補正し、資本的収入の総額を5,791万円とするものであります。内容は、本別町内にお住まいの匿名の方から7万円の寄付金を受け入れたものでございます。

支出では、第1款資本的支出、第3項投資を7万円増額補正し、資本的支出の総額は9,874万7,000円となります。寄付者の意向により医療施設等整備基金に積み立てることといたしました。

2 ページ以降の補正予算実施計画及び補正予算説明書につきましては説明の省略をさせていただきます。

以上、専決処分報告といたします。

○議長（高橋利勝） これで報告済みとします。

次に、監査委員から令和3年5月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（高橋利勝） 日程第4 行政報告を行ないます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 常勤医師の退職につきまして、報告をさせていただきます。

平成28年3月から内科で診療いただいております草野学医師から、一身上の都合により8月31日付けで退職したい旨の申し出があり、受理したところであります。

9月以降の内科の診療体制につきましては、当面常勤医師2名体制で運営してまいります。患者様には大変御迷惑をおかけいたしますが、御理解をお願いしたいと思います。

今後の医師確保につきましては、大変厳しい環境ではありますが、引き続きさまざまな手段を活用しながら全力で確保対策を進めてまいりますので、御協力を賜りたいと思います。

以上、常勤医師の退職についての報告とさせていただきます。

次に、本別町教育委員会教育長の退任について報告をいたします。

前教育長の佐々木基裕氏におかれましては、平成21年4月から教育委員会事務局職員として、また平成30年5月からは教育長として、合わせて12年余りにわたり本町の教育行政に御尽力いただいておりますが、一身上の都合により7月7日付で退任されました。

教育長の辞職につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条において地方公共団体の長及び教育委員の同意を得て辞職することができることと規定されておりますことから、辞職願の提出があった後、直ちに緊急の教育委員会議が招集され、辞職の了承をいただいたところであります。

なお、7月8日以降の教育長の職務につきましては、同法第13条第2項により教育長職務代理者であります布施教育委員が勤めております。

今後の教育委員会の運営にあたりましては、当分の間この体制で進めてまいりますので、議員各位の御理解御協力をよろしくお願い申し上げ、以上で本別町議会第3回臨時会行政報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 承認第2号

○議長（高橋利勝） 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求める件〔令和3年度本別町一般会計補正予算（第5回）〕についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 承認第2号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

令和3年度本別町一般会計補正予算第5回について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1,687万2,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開き下さい。

上段の1、歳入であります。17款1項1目寄付金、3節農業費寄付金1,000万円の増額補正は、農業振興基金として本別町農業協同組合様からの指定寄付金でございます。

下段の2、歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、14目基金費、24節積立金1,000万円の増額補正は、寄付者の意向により、農業振興基金に積み立てるものでございます。

以上、令和3年度本別町一般会計補正予算（第5回）の専決処分報告とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号専決処分の承認を求める件〔令和3年度本別町一般会計補正予算（第5回）〕についてを採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号専決処分の承認を求める件〔令和3年度本別町一般会計補正予算（第5回）〕については報告のとおり承認されました。

◎日程第6 承認第3号

○議長（高橋利勝） 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求める件〔令和3年度本別町一般会計補正予算（第6回）〕についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 承認第3号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

令和3年度本別町一般会計補正予算第6回について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

補正の内容は、入院治療を必要とする未熟児に対する養育医療の給付について、対象となる乳幼児の増、療養期間の増などにより医療費の給付が急増したことによるものでありますが、議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので専決処分を行なったのであります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1,705万6,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開き下さい。

下段の2、歳出であります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目母子保健費、19節扶助費、子育て支援医療給付事業費18万4,000円の増額補正は、入院治療を必要とする未熟児に対する養育医療給付について、対象となる乳幼児の増、療養期間の増などにより1カ月分の医療費を調整するものであります。

上段の1、歳入であります。10款1項1目1節地方交付税3万4,000円の増額補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

2段目の14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金6万7,000円の増額及び3段目にあります15款道支出金、1項道負担金、3目衛生費道負担金、1節保健衛生費負担金3万4,000円の増額補正は、子育て支援費負担金養育医療給付費として、歳出で説明いたしました子育て支援医療給付事業費に対する国及び北海道からの負担金であります。

4段目の20款諸収入、4項1目7節雑入、未熟児医療費徴収金4万9,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました子育て支援医療給付事業費に係ります保護者負担であります。

以上、令和3年度本別町一般会計補正予算（第6回）の専決処分報告とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号専決処分の承認を求める件〔令和3年度本別町一般会計補正予算（第6回）〕についてを採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号専決処分の承認を求める件〔令和3年度本別町一般会計補正予算（第6回）〕については報告のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第46号

○議長（高橋利勝） 日程第7 議案第46号 令和3年度本別町一般会計補正予算（第8回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第46号令和3年度本別町一般会計補正予算（第8回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加、開町120年記念事業及び不妊治療費助成事業費、子育て支援医療給付事業費の増額等が主なものであります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,776万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億6,501万6,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、一番上段にあります2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、10節需用費中、消耗品費開町記念事業7万6,000円、11節役務費、手数料折込2万4千円、12節委託料、業務委託料開町記念事業110万円の増額補正は、今年で2

年連続してきらめきタウンフェスティバルが中止となったことから、コロナ禍で失った町民の皆さまの元気回復とこれからも次代を担う子どもたちに希望を持っていただけるよう、開町120年記念事業として花火の打ち上げを計画し、関連経費を追加するものであります。

同じく、1目一般管理費、10節需用費中、修繕料庁舎等1,161万6,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、役場庁舎内の換気対策等を図ることを目的として窓に網戸の設置54カ所を行なうとともに、庁舎窓に設置しているブラインドが老朽化していることから、南側の窓について遮熱タイプのブラインドカーテン縦型に更新24カ所を行なうものであります。

2段目の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金、健康管理センター事業分332万2,000円の増額補正は、地方創生臨時交付金を活用し、乳幼児健診、各種検診等で利用する健康管理センター検診室にエアコンを設置するもので、必要な経費を繰り出すものであります。

下段の3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、11節役務費、通信運搬費郵便料1万円、19節扶助費、ひとり親世帯臨時給付金245万円の増額補正は、地方創生臨時交付金を活用し、国が実施しました低所得の子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯分受給者を対象に上乘せ支給するものであります。

なお、給付金は対象児童1人あたり5万円で、支給対象児童数は49人を見込んでおります。

同じく、1目児童福祉総務費、18節負担金補助及び交付金中、補助金児童福祉施設等従事者支援事業300万円の増額補正は、地方創生臨時交付金を活用し、児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援として、認定子ども園等の対象施設において令和3年5月16日から6月20日までの間、児童との接触を伴う業務に14日以上従事した従事者を対象に、1人当たり5万円分の商品券を給付するもので、支給対象者数は60人を見込んでおります。

その下、交付金地域子ども・子育て支援事業60万円の増額補正は、子育て支援施設における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費を補助するもので、1事業あたり30万円を交付するものであります。

一番下段の4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節負担金補助及び交付金、補助金不妊治療費助成事業費290万5,000円の増額補正は、申請件数の増、助成限度額の変更により調整するものであります。

7ページ、8ページをお開きください。

一番上段にあります2目母子保健費、19節扶助費、子育て支援医療給付事業費353万6,000円の増額補正は、入院治療を必要とする未熟児に対する養育医療給付について、入院日数の増、治療内容の高度化等による調整であります。

2段目の7款1項商工費、2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金中、補助金新型コロナウイルス緊急対策支援事業1,630万円の増額補正は、地方創生臨時交付金を活用し、小売業、飲食業を対象に事業者の経営安定化と事業持続を図るため、売上

減少額に応じた緊急対策支援事業を実施するものであります。

その下、補助金本別町版G o T oテイクアウト普及推進事業556万3,000円の増額補正は、地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍における飲食店、持ち帰り、配達飲食サービス業に対する支援事業としてテイクアウト、持ち帰り用チケットを販売するもので、今回は第2弾となります。

次の3目観光費、10節需用費、修繕料観光施設40万1,000円の増額補正は、キャンプ場トイレ等の修繕増に伴う調整であります。

その下、18節負担金補助及び交付金、補助金きらめきタウンフェスティバル実行委員会850万円の減額補正は、9月4日、5日に予定されていましたが7月19日に中止と決定されたことから減額するものであります。

下段の10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費、10節需用費、修繕料施設61万9,000円の増額補正は、役場庁舎と同様に地方創生臨時交付金を活用し、本別町体育館事務室内の換気対策等を図ることを目的として、東側窓の老朽化したブラインドを遮熱タイプのブラインドカーテン縦型に更新6カ所を行なうものであります。

以上で歳出を終わりました、3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金124万4,000円の増額及び3段目にあります15款道支出金、1項道負担金、3目衛生費道負担金、1節保健衛生費負担金62万2,000円の増額補正は、子育て支援費負担金養育医療給付費として、歳出で説明いたしました子育て支援医療給付事業費に対する国及び北海道からの負担金であります。

2段目の14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,308万円の増額補正は、歳出で説明いたしました新型コロナウイルス緊急対策支援事業等に充当するものであります。

次の2目民生費国庫補助金、3節児童福祉費補助金20万円の増額、2段下にあります15款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金、4節児童福祉費補助金20万円の増額補正は、地域子ども・子育て支援事業補助金として、歳出で説明いたしました地域子ども・子育て支援事業に対する国及び北海道からの補助金であります。

一番下段の20款諸収入、4項1目7節雑入中、未熟児医療費徴収金104万8,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました子育て支援医療給付事業費に係る保護者負担であります。

その下、新型コロナウイルスワクチン接種費収入136万6,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン職域接種の実施によります町外居住者の接種費用が北海道国民健康保険団体連合会より納入されるものであります。

以上、令和3年度本別町一般会計補正予算（第8回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは歳出5ページから8ページに及びますが、まず2款総務費でございます。1目一般管理費、12節委託料、業務委託料開町記念事業ということで花火の打ち上げについて御説明をいただいたところでございますが、こちらその実施に際して、公表とか想定する観覧者の対象とかですね、その辺どのような御想定のもの御提案なのか詳細をお伺いいたします。

続きまして、3款民生費でございます。1目児童福祉総務費、18節負担金補助及び交付金、補助金で児童福祉施設等従事者支援事業300万円の計上がございます。こちら14日以上子どもと接する業務に従事した方というような御説明をいただいたところでございますが、こちらその例えばでございますが、わずかに14日に満たない方、12日13日しか従事されていなかったというような方が存在するのかどうかという点についてお伺いをいたします。

続きましてその下、交付金でございます。地域子ども・子育て支援事業60万円の計上がございますが、こちらその具体的に見込まれる想定される事業等があるのであればもう少し詳細についてお伺いをいたしたい。

続きまして7ページ8ページに移ります。7款商工費でございます。2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金、補助金のうちですね新型コロナウイルス緊急対策支援事業で1,630万円の計上がございますが、こちら内容については御説明をいただいたところでございますが、具体的な事業の内容をもう少し詳細をお伺いをいたしたい。

続きましてその下、本別町版G o T oテイクアウト普及推進事業というところで、御説明の中でも第2弾というような御説明をいただいたところでございますが、こちら第1弾を終えまして、第1弾での課題というようなものが何か持たれてそこを改善等々した上での御提案というふうに理解してよろしいのか、第1弾をそのまま踏襲するというようなそれはその事務委託の部分についてもでございます。販売の対象となるものとかですね、プレミア率とかそういったものもろもろ丸々第1弾を踏襲した上での第2弾という理解でよろしいのか、以上お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午前 10時35分 休憩

午前 10時35分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず最初に梅村議員からありました花火の関係でございますけれども、その内容ですとかということでございますが、基本的にはきらめきあるいは各種イベントを中止にしたのは当然感染予防対策と言いますか、そういった趣旨からのことでございます。当然この花火に関しましても、基本的には昨年十勝池田税務署管内法人会の皆さんが花火や

られた経過がございますけれども、そういった基本的には無観客、そしてご自宅で花火をお楽しみくださいというようなことで、基本的には一カ所に集まらないように、三密対策含めてですね、そういった形で開町120年を町民の皆様と共に祝いしていただくというような趣旨で対応してまいりたいと思います。その詳細でございますけれども、先ほどの答弁の中にも含めましたが、これは実はその町民の皆さんに向けた大会ということで捉えております。したがって、町民の皆様の安心安全を第一に考えたいと思っております。当然町外の方、あるいは当然花火となるとどこの市町村もやられてない状況の中で、本来であれば町内に見に来てほしいというような普通のイベントではそうなんですけれども、事これに関しましては、そういった町民の方の安全安心を第一に優先に考えた場合には、公表の仕方については細心の注意を払いながら、ただなお町民の皆様にはしっかり周知できるような考え方を今検討しております。基本的にはこの予算の中でも計上させておりますが、折り込み費用ということで、そういった新聞等の形での折り込み、あるいは同報無線ですとかそういったことで町民の皆様にはしっかり伝えながら実施のあり方についてをお知らせして対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

それから7款のほうでございますけれども、まず1,630万円の新型コロナウイルス緊急対策支援事業の内容であります。これにつきましては、令和3年5月6月御承知のとおり緊急対策が取られたふた月でございましたけれども、これを基準月といたしまして、前年、あるいは前年はもうすでに減少の影響を受けておりますので、前年または前前年と比較いたしまして一定の売上金額の減少を見た場合にこれを補助するものでございまして、今回1,630万円のうち飲食店を想定しているのが700万円、総額です。そして、その他事業種これは小売り、サービス、卸売業、宿泊業等想定しております。これについては900万円を想定しております。合計で1,600万円、そして事務費として30万円を見込んでおります。合計1,630万円の予算計上とさせていただいたところであります。

次に、本別町版G o T oテイクアウトの関係でございますけれども、これについてはどのような評価と言いますか、そういったことの御質問だったかと思いますが、基本的には第1弾ということで実施させていただいたのは500冊発行させていただきました。これについてはお1人様1枚限り何回でも買っていただいて結構ですというようなやり方で、ただ大変ご好評いただきまして約1時間少して完売したというようなことがございました。実際買うことが出来なかった方よりも当然望まれる声があったのと、同じく商工会からもこういった部分もう少し拡大してほしいというような要望がございまして、今回については1,500冊、最初の1弾目が500冊に対しまして1,500冊の事業ということで想定しております。基本的にはやり方といたしましては、今回についてはやはり1時間余りで売り切れたということの状況を鑑みまして、皆さん集まることによります感染予防の観点もございまして、今回につきましては事前の申し込み、郵便による申し込み、これはいきいき商品券なんかも同じやり方をとらせていただいておりますけれども、お1人様2口を基準といたしまして郵便で受け付けいたしまして、

もしこれが上回る場合につきましては抽選なりというような形で対応してまいりたいというふうに考えております。そしてその中身、あり方、事業の内容でございますけども、基本的には第1回目と同じように3,000円御負担をいただいて6,000円のテイクアウトが出来るということの中身は変わっておりません。そういった形でまた飲食業の御支援と、それから町民の皆様には飲食店で取り扱っている商品を知っていただき、またPRにつなげていただく中で、町内地域経済のですね、活性化につなげていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 質問2ついただいております。

1点目であります。児童福祉等従事者支援事業であります。総務課長のほうより説明がありました、令和3年5月16日から6月20日の間で14日以上というお話をしました。議員の質問の中で14日以下いるのかという御質問であります。こども園でありますので、代替職員、代わりで正職員が休んだときの職員ということで臨時職員がいますので、その方々がいますけども、まだ決定してないので園とは電話でしかお話をしてませんけども、数人代替職員がいますので数日ですので14日以上は職員はいません。ほとんどこの期間で4日とか5日の職員はおります。

2つ目の質問であります。地域子ども・子育て支援事業であります。昨年までは一事業所、例えばこども園に50万円、国10割という補助金があったんですけども、今年になってからはその補助金がありません。事業所ということでなくて、事業、何々事業について1本30万円という補助金がありました。1本目は地域子育て支援拠点事業、これはこども園やっていたいただいております。それに30万円。もう1つは一時預かり事業、これもこども園でやっていたいただいている事業30万円予算要求をしまして、国、道、本別町のほうで補てんしていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは1点目にお伺いをいたしました総務管理費の委託料、開町記念事業についてでございますが、御答弁の中からはなかなかその細心の注意を払いながらもその周知はしっかりしていくというところで、現在の状況等を鑑みれば当然そのような御答弁になるのも十分理解はできるんですけども、結局のところ町民の方々に周知はしっかり事前にしますよと、その代わりご自宅で待機して人が集まる、密になることは避けてくださいねというようなものなのか。当然これ想定されるものなんですけども、そうしたものがあつた場合、これだけ広い町内ですからご自宅からそれが観覧できないという方々が多数いらっしゃるという中で、どうしても人の心情としては見たいなど、どうしてもどうしてもコロナ禍で気持ちが晴れないという方々がたくさんいらっしゃる中で、そうした気持ちが沸き起こってくるのも当然の心情だというふうに私は理解するところなんです。そこで結果これ平たく言うと、十分注意した上で来る方がいらっしゃるというところを想定されたりしているのか。例えば会場近辺に交通整理とか人員の派遣等も考えていらっしゃるのか、当然それはこういった事業をやるけど趣旨鑑みて、現況の状況下鑑みてそれは道徳心を持って自宅に待機していただくことを強く

訴えていくのか、その辺をちょっともう少しどのようにお考えなのかとか、当然開町記念日ですから9月のその日に合わせてということなのかね、そういったところとか今の時点で想定されているようなところとかをもう少しお伺いしたい。

2点目にお伺いをいたしました3款民生費の補助金、児童福祉施設等従事者支援事業についてでございます。御答弁いただいた中でいわゆる代替職員の方々が数名いらっしゃると、その方々はおおむね4、5日程度の勤務じゃないかというような御答弁をいただきましたが、こちらそもそもじゃあ14日以上というふうに基準日を設けられた考え方の根拠とかですね、そういったところが何かあればお伺いをしたい。その4、5日、そうですね、基準日の3分の1以下ぐらいということなので、その方々を対象にしなかったというかですね、その辺の考え方はどうなのか、代替職員だからいたし方なしというような考え方なのか、14日に全く届かないからそういった対象にはならないだろうという考え方なのか、その辺をちょっと御丁寧にお伺いをしたい。

続きまして7款商工費の部分でございます。補助金のうち本別町版G o T o テイクアウト普及推進事業についてでございます。御答弁をいただいた中で、前回第1弾の500セットの売れ行きというか好評だったというところを鑑みて今回1,500冊というところでございます、その販売方法等についても当然改善をされたのかなど、それは郵送でっていうことでもございましたので。そうなってくると第1弾においては町外の方も対象となっておりますが、ホームページ等を見た町外の方も郵送等で申し込みができるという考え方、購入の対象となるような方々は第1弾と変わらないのかどうかという点をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 質問にお答えいたします。

なぜ14日以上にしてそういう基準を設けたかということなんですけども、この種の補助金なんですけども、北海道の中でも多くの自治体が取り組んでおります。その補助要綱を参考にしながら、緊急事態宣言1カ月ちょっと過ぎた中で、14日以上というのを参考にさせていただきました。いろんな事例を参考にしながら本日議決をいただいた後、要綱を決裁し支給をしていきますので、提案の段階では緊急事態宣言の中1カ月をちょっと超える中で、14日以上各自治体のものを参考にしながら予算要求させていただきました。以上であります。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 御質問にお答えいたします。

まず最初に花火の件でございますけども、梅村議員おっしゃられるようにですね、ご自宅というのが基本というように考えてはおりますけども、当然花火近くで見たいとかっていう方も当然いらっしゃるのわかりますし、今現段階で詳細の場所だとかそういった部分はいろいろございますのでそれはお含みおきいただきたいと思います。基本的には花火の打ち上げ箇所から保安距離につきましては、私ども担当が当然警戒区域を規制張りまして、そこの中に入らないような形で警備を進めたいと思います。当然それ以外のところで例えば玄関先では見えなければそれまで近づけるところまでですね、近

付いて来ていただくというのはやぶさかではないと思っておりますし、ただその言い方ですね、どういうふうにお知らせするほうが、要するにここでやりますのでここに集まってくださいと言う言い方がいいのか、それとも基本は、もしご自宅で見られるのであれば一番それが安全安心というところにもつながりますので、ただ先ほど言いましたように実際見づらいつか、心情としてはそうではないかというところも十分理解できますので、そういった部分につきましては先ほど昨年の法人会の皆様がやられていたやり方を踏襲しながら、基本的には規制線張りながらそれ以外の方で見ていただくのはそういった形で去年やられておりましたので、ですから特段駐車場を設けるだとかあるいは場所を指定するだとかそういった形でのやり方ではなくて、基本的には当然花火なんだから一番見やすいところを考えて打ち上げるのは当然至極当たり前のことだと思いますので、そういった部分を状況斟酌していただきながら、状況が許せば町民の皆さんにしっかり見てもらえるような環境づくりというのをも考えてまいりたいと思います。

それから2点目にありましたG o T o テイクアウトの関係でございますけれども、基本的にはどうするんだという今後の郵送の部分についての方法でございますけれども、基本的には1回目と同じように町外の皆様についても当然事業所で本別町に勤めていらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういったところは1回目と同じような対象という形で考えてまいりたいと思います。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 開町記念事業について改めてお伺いいたします。御説明いただいている中でも結果として行っていいものか控えるべきかというところはやっぱり個々の判断に委ねられると、ぜひ来てくださいと言いたいところであるけれども現況を鑑みてなかなかそうもいかないという事情もわかるので、なかなか答弁にも窮するというかですね、そういったところも伺えるところでございますが、これじゃあ結果としてはこうした事業をね、目的は先ほど1番最初に御説明いただいたとおりで十分理解しているところでございます。ではその辺の周知方法とか、保安区域とか近辺のですね、整備と言いますか、そういったところ等については今後十分状況等鑑みて、これからのコロナの感染状況等にも当然配慮していかなければいけないというところもあると思いますので、そこについては十分な検討を今後するという理解でよろしいか、最後お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 梅村議員より御質問いただきましたとおり、そういった部分についてはいろいろと関係団体等にも意見を聞きながら対応してまいりたいと思います。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 2点お伺いいたします。7ページ8ページです。商工費、負担金補助及び交付金中ですね本別町版G o T o テイクアウト普及推進事業、こちら1点だけお聞きします。前回と変わったところはないのか。と言うのはですね、食べ物を提供す

るお店にはかなりいいものというかそういう感じには思いますが、なかなか打撃を受けているスナック等々には影響がないというふうに商工会のほう、町民の方からも意見をいただきます。そういった中で今回同じような方向性でやるのかどうかをお聞きいたします。

2点目です。今回の補正予算承認されたとして、地方創生臨時交付金どのくらいの残高になるのか、大まかで構いませんのでお知らせ願います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 柏崎議員の御質問のうち1問目の部分について答弁させていただきます。基本的にはそのG o T o テイクアウトやり方について同じようなところがございますけども、基本的には内容としては大きく変わる予定はしてません。ただいろいろと実際今回予算のほうお認めいただいたときに、その運用の中です、例えばスナックの部分だとかってというのは当然前から言われておりますし、逆に別の手立てで対策を講じるべきだという御意見いただいております。またそういった部分もこれまで商工会事務局との協議の中でもどういった対応できるのかといったところも引き続き継続して今検討している最中がございますので、そういったところも含めてまた今大変厳しい状況におかれている業種の皆さんにどういったことができるのかというのを引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課主幹。

○企画振興課長主幹（小川芳幸） 2点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の残高の部分の質問についてお答えさせていただきます。

今回の補正につきまして、4,308万円を充当予定としておりまして、今年度当初予算も含めました現段階における交付金財源充当額につきましては、1億612万9,000円が充当予定額となっております。令和3年度の交付金財源といたしましては、1億1,828万2,000円となりますので、差し引きしますと残につきましては1,215万3,000円が現時点におけます交付金の財源の残高ということとなっております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

藤田議員。

○11番（藤田直美） 私からは8ページ母子保健費、19節扶助費の353万6,000円子育て支援医療給付事業なんですけど、この中には先ほど未熟児医療の分が入っていると思いますが、歳入のところ雑入、未熟児医療費徴収金保護者負担分が104万8,000円というのが計上されていますが、これはこの部分で全額負担、医療費を事業で給付されるということなのか、その手続き上一旦これはお支払いをしなければならないというのは、乳幼児医療と未熟児で違うのかどうかその点を伺いたしたいと思います。

もう1点。あ、それではよろしくお願いします。

○議長（高橋利勝） 中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之） それでは私のほうから答弁させていただきます。

雑入、未熟児医療費徴収金に関しましては、こちら本来の流れといたしましては保

護者の方から徴収をさせていただいて、そこに対して乳幼児医療費の助成という形で住民課で行なっている施策で助成をする形にはなりますけれども、委任払い制度というのがございまして、個人に負担をしていただかずに直接公費のやり取りという形で歳入を受けさせていただきますので、実質個人負担はお支払いいただかないで済むような進め方をさせていただくというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号令和3年度本別町一般会計補正予算（第8回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号令和3年度本別町一般会計補正予算（第8回）については原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前 10時57分 休憩

午前 11時10分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第47号

○議長（高橋利勝） 日程第8 議案第47号 令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

長屋住民課長。

○住民課長（長屋和幸） 議案第47号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）につきまして、提案内容を説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ332万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,784万9,000円とする内容でございます。

それでは、歳出から事項別明細書により説明させていただきます。

3 ページ、4 ページの下段をごらん願います。

6 款保健事業費、3 項健康管理センター事業費、1 目施設管理費、1 4 節工事請負費 3 3 2 万 2,0 0 0 円の増額補正は、健康管理センター施設改修工事といたしまして、検診室に換気式エアコンを 3 台設置し、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るものでございます。

続きまして、上段の歳入です。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、3 節その他一般会計繰入金 3 3 2 万 2,0 0 0 円の増額補正は、歳出で申しあげました健康管理センター施設改修工事に関わる一般会計繰入金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものであります。

以上、議案第 4 7 号令和 3 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 4 7 号令和 3 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 7 号令和 3 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 4 8 号

○議長（高橋利勝） 日程第 9 議案第 4 8 号 本別町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第 4 8 号本別町手数料徴収条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の手数料徴収条例の一部改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再発行手数料について、これまでカードの発行、更新等に関する各システム等の運用を担ってきた地方公共団体情報システム機構が徴収することができるとされたことに伴い提案するものであります。

なお、窓口での手数料の徴収については、地方公共団体情報システム機構と市区町村長が委託契約を結ぶことにより、これまでどおり住民課窓口で納めていただき、町より機構へ納入することとなります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

本別町手数料徴収条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中第27号を削り、第28号を第27号とし、第29号から第35号までを1号ずつ繰り上げる。

これは、別表中第27号個人番号カード再発行手数料1枚800円を削除し、以下、番号を繰り上げるものであります。

附則。

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

以上をもちまして、議案第48号本別町手数料徴収条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号本別町手数料徴収条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号本別町手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（高橋利勝） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回本別町議会臨時会を閉会します。

暑い中、御苦労さまでした。

閉会宣告（午前11時17分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 7月28日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 方 川 一 郎

署名議員 大 住 啓 一

署名議員 梅 村 智 秀